様式第二号（第二十条関係）

生活困窮者就労訓練事業認定申請書

平成　　年　　月　　日

都道府県知事（指定都市・中核市の長）　殿

申請者　主たる事業所の所在地
　　名称
　　代表者の職・氏名　　㊞

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第10条第１項の規定により生活困窮者就労訓練事業の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

生活困窮者就労訓練事業を行う者	名称	（フリガナ）			
	主たる事務所の所在地及び連絡先	郵便番号（　　）			
		電話番号		ＦＡＸ番号	
	法人の種別		法人所轄庁		
	代表者の氏名	（フリガナ）			
生活困窮者就労訓練事業が行われる事業所	名称	（フリガナ）			
	所在地及び連絡先	郵便番号（　　）			
		電話番号		ＦＡＸ番号	
	責任者の氏名	（フリガナ）			
生活困窮者就労訓練事業	利用定員の数				
	内容				
	就労等の支援に関する措置に係る責任者の氏名	（フリガナ）			

様式第三号（第二十五条関係）

生活困窮者自立支援検査証

第　　号

官　職
又は職名

写
真

氏　名

生年月日

生活困窮者自立支援法第十五条第三項に定める当該職員であることを証する。

平成　　年　　月　　日　交付

都道府県知事
市（区）町村長

印

（裏面）

生活困窮者自立支援法（抄）

（報告等）

第十五条　都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた生活困窮者又は生活困窮者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

２　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、認定生活困窮者就労訓練事業を行う者又は認定生活困窮者就労訓練事業を行っていた者に対し、報告を求めることができる。

３　第一項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

４　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意

１　この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

２　この検査証は、職名の異動が生じ、又は不用となったときは、速やかに、返還しなければならない。

１．厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。

２．大きさは、縦54ミリメートル、横68ミリメートルとする。